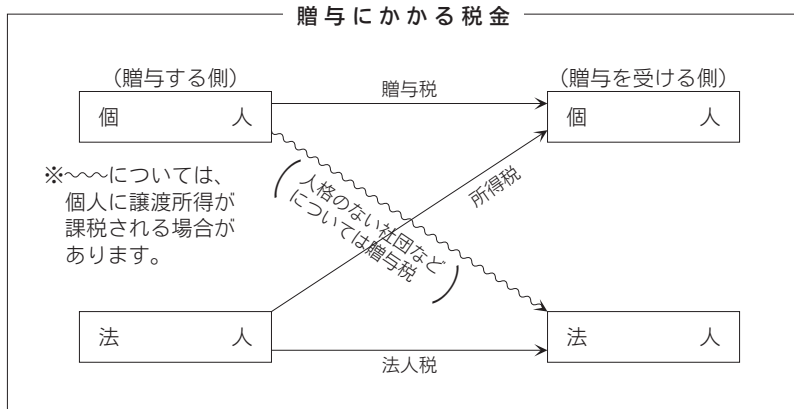


## 贈与税(国税)

土地、建物、現金、有価証券等の財産を無償でもらった人に課税される税金で、原則として、個人から個人への贈与が対象となります。

贈与税の課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。



相続や遺贈によって遺産をもらった人には相続税が課税されますが、生前に贈与が行われると、その分相続財産が少なくなり、相続税が少なくてすむことになります。それでは生前に贈与を受けた人と受けなかった人との間には、税金の面で不公平が生じることになります。そのため生前に贈与が行われた場合には贈与税が課税されるのです。

### ■贈与税の課税価格

$$\boxed{\text{課税財産の価額}} - \boxed{\text{非課税財産の価額}} = \boxed{\text{贈与税の課税価格}}$$

#### 1. 課税財産

贈与税は、(1)贈与により取得した財産及び(2)贈与により取得したとみなされる財産に課税されます。なお、「財産」とは金銭で見積もることができる経済的価値のある全てのものをいいます。

##### (1) 贈与により取得した財産

本来の贈与により取得した財産で、具体的には「①相続や遺贈により取得した財産(11ページ参照)」に記載されているものです。

##### (2) 贈与により取得したとみなされる財産

本来の贈与によって財産を取得していなくても、実質的に贈与と同じ経済的利益があるものについては、贈与により取得したとみなされて、贈与税の課税対象となります。(みなし贈与財産)

具体的には次のような財産又は利益です。

- ① 適正な対価の負担なく委託者以外の人を受益者とする信託が行われた場合の信託受益権
- ② 保険料を負担した人以外の人を受け取った保険金（相続税が課税される保険金は除く。）
- ③ 掛金等を負担した人以外の人定期金の給付を受けることとなった場合の定期金の受給権
- ④ 著しく低い価額で財産を譲り受けたことによる利益
- ⑤ 債務の免除、引受け等を受けたことによる利益
- ⑥ ①から⑤までに掲げる財産又は利益以外の経済的な利益を受けたことによる利益

## 2. 非課税財産

### (1) 非課税財産

課税対象から除かれる非課税財産には次のようなものがあります。

- ① 扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるもの
- ② 地方公共団体が条例の規定により実施する心身障害者共済制度により支給される給付金を受ける権利
- ③ 個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物または見舞いなどのための金品で、社会通念上相当と認められるもの

### (2) 特定障害者の信託受益権に係る非課税制度

特定障害者が、特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合は、その信託受益権の価額のうち6,000万円（特定障害者のうち、特別障害者以外の者は3,000万円）までは贈与税が課税されません。この適用を受けるには、「障害者非課税信託申告書」を信託会社の営業所を経由して、特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

## 3. 財産の価額

相続税の「財産の価額（13ページ参照）」と同じです。

## ■税額の計算方法

### 1. 暦年課税の場合

$$\left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{課税} \\ \hline \text{価格} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{配偶者} \\ \hline \text{控除} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎} \\ \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{速算表} \\ \hline \text{の税率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{速算} \\ \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{贈与} \\ \hline \text{税額} \\ \hline \end{array}$$

#### (1) 各種控除

##### ① 基礎控除

基礎控除の金額は、110万円です。したがって、贈与を受けた課税財産の価額が年間110万円以下の場合には、贈与税は課税されません。

##### ② 配偶者控除

夫婦間の贈与で次の全ての要件に該当する場合には、基礎控除の110万円のほかに、贈与税の配偶者控除としてその年分の課税価格から最高2,000万円を控除することができます。

- a 贈与が行われた時における婚姻期間が20年以上であること。
- b 贈与された財産が、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭であること。
- c その贈与を受けた人が、翌年の3月15日（贈与税の申告期限）までに、贈与を受けた居住用不動産や贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産を、実際に居住用として使用するとともに、その後も引き続き居住する見込みであること。
- d 過去に、今回の贈与者からの贈与についてこの特例の適用を受けていないこと。
- e 贈与税の申告書に、①戸籍謄本又は抄本、②戸籍の附票の写し、③居住用不動産を取得したことを証する書類を添付して提出すること。

#### (2) 税率（速算表）

基礎控除後の課税価格	一般税率		特例税率	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

※ 暦年課税の場合において、直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の者に限ります。）については、「特例税率」を適用して税額を計算します。

この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といいます。また、特例税率の適用がない財産（「一般税率」を適用する財産）のことを「一般贈与財産」といいます。

#### 〔計算例〕

令和6年に夫（婚姻期間30年）から居住用の土地と家（相続税評価額2,600万円）を贈与された場合

$$\begin{array}{l} \text{(課税価格)} \quad \text{(配偶者控除)} \quad \text{(基礎控除)} \quad \left( \begin{array}{l} \text{速算表} \\ \text{の税率} \end{array} \right) \quad \left( \begin{array}{l} \text{速算表の} \\ \text{控除額} \end{array} \right) \quad \text{(税額)} \\ (2,600\text{万円} - 2,000\text{万円} - 110\text{万円}) \times 30\% - 65\text{万円} = 82\text{万円} \end{array}$$

## 2. 相続時精算課税制度を選択した場合

次の場合には、財産の贈与をした人ごとに相続時精算課税制度を選択することができます。

なお、この制度の詳細については、税務署（65ページ）にお問い合わせください。

### (1) 受贈者

贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫で、かつ、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上である者

### (2) 贈与者

贈与をした年の1月1日において60歳以上である者

### (3) 適用手続

この制度の適用を受けようとする受贈者は、贈与税の申告期限内に相続時精算課税選択届出書、戸籍の謄本又は抄本など一定の書類を添付した当該贈与税の申告書を受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

### (4) 贈与税額の計算

贈与財産の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除110万円（その年中において2人以上の特定贈与者がいる場合は110万円をそれぞれの財産額であん分した額）を控除した額より、2,500万円までの特別控除額（既に特別控除を使用していた場合には、2,500万円から使用した額を控除した残額が特別控除になります。）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出します。

#### (5) 相続税額の計算

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除（令和6年1月1日以降の贈与から適用があります。）をした後の残額を加算して相続税額を計算し、相続時精算課税制度に係る贈与税額を控除します。その際、控除しきれない贈与税相当額については還付を受けることができます。

### 3. 直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合

令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に、直系尊属（父母、祖父母など）から受ける住宅取得等のための金銭の贈与については、その贈与された者の贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下（新築等をする住宅用の家屋の床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の場合には、1,000万円以下）の場合には、次の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

#### ・非課税限度額

非課税限度額	省エネ等住宅	1,000万円
	上記以外の住宅	500万円

**この軽減措置については、贈与税の申告書の提出期限内に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出する必要があります。**

この特例は、その年の1月1日において18歳<sup>(※)</sup>以上の直系卑属への贈与に係る贈与税について適用されます。

適用対象となる住宅取得資金の範囲は、居住用家屋と同時に取得する敷地の取得、住宅の新築に先行してその敷地の用に供される土地等の取得及び居住用家屋の増改築を含みます。この特例については、贈与税の申告期限までに建物が屋根を有しているなど一定の要件があります。

なお、相続時精算課税における贈与者の年齢要件の特例（贈与者が60歳未満の場合でも住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合は相続時精算課税の適用が可能）は、令和8年12月31日まで適用することができます。

※令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」となります。

#### 4. その他主な非課税制度

- (1) 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度
- (2) 父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

#### ■申告と納税

贈与のあった年の翌年2月1日から3月15日までに贈与を受けた人の住所地の所轄税務署に申告して、納税します。

なお、申告・納税の際はe-Tax・キャッシュレス納付をご利用ください。

#### ■贈与税のかからない「土地の無償利用」

親が所有している土地に子供が家を建てた場合等の使用貸借による土地を使用する権利の価額は零として取り扱われ、贈与税がかかりません。